

倭国から日本国への移行を追跡する 「蝶の雑記帳 95」

この稿は、前著『倭国はここにあった 人文地理学的な論証』を受けて準備中の書物『日本国はどのようにして成立したか 王朝交代規範からの推論』の第Ⅲ章である。第Ⅰ章「日本列島における国家形成をめぐる問題」と第Ⅱ章「倭国から日本国へ 王朝交代の仮説理論」は「蝶の雑記帳 92」と「同 94」に収録。

第Ⅲ章 倭国から日本国への移行を追跡する

第 9 節	600 年代中ごろまでの倭国の状況	102
第 10 節	王朝交代の具体的過程の追跡	131
第 11 節	新国家日本国への移行	151

第Ⅱ章でわれわれは、倭国から日本国への王朝交代を探求する仮説理論の骨子を得た。この第Ⅲ章では、その仮説理論を指針として、『日本書紀』と『続日本紀』を読み解いて、倭国から日本国への移行過程をくわしく追跡してみよう。もし骨子に肉付けできて倭国から日本国への移行を具体的で整合的に理解することができたら、仮説は蓋然的な理論に近づいたと言えるだろう。

第9節 600年代中ごろまでの倭国の状況

内外の文献に散見されるように日本列島で年号が使われ始めたのが500年代中期だとすると、それ以前の年数の数え方は正確ではなかった可能性がある。事実、『日本書紀』巻17「継体紀」がそのことを次のように記す。第26代継体王の治世を在位の年数で25年間の出来事として記述したあと、末尾の註で、ある本には治世28年目に亡くなったとあるが、『百濟本紀』の「辛亥の年、日本天皇及太子皇子、俱崩薨」という記事から勘案して25年としたと書く。つまり、本文の記述は、25年間の出来事となるように整頓してあるのだ。編者は、註の最後に「後の勘考者は之を知るだろう」という文を足して、検討するように促している。この編者は、編年に自信がないことを告白して、「継体紀」（あるいはその前後）に関して編修の困難な実状を吐露しているのである。つ

け加えれば、継体王とその子の安閑王・宣化王の死亡時の年齢は 82、70、73 歳とされていて、在位年数や親子関係を常識的に理解することがむずかしい。

『日本書紀』の古い時代についての歴史記述には混乱があるだろうということになる。上の例に対して、岩波書店の『日本史年表』は、「上宮聖徳法王帝説」が継体王の死去のあと欽明王が即位したとする説を採用して、異母兄の安閑王と宣化王が在位しなかったような表も並列させ、他方の『日本書紀』に依る表では継体と安閑のあいだの 2 年余りを空位としている。ここには無視できない矛盾が存在する。『日本書紀』のもっと古い時代の編年にはなおさら疑問符をつけるべきだろう。

<大和>には継体王や子の安閑・宣化が同時に亡くなったという史料や伝承がなかったから、『日本書紀』はそれを記さないのである。他方、残存する朝鮮半島の史料は 500 年代の日本列島の国を倭国としか記述せず、また、そのころ天皇という称号もなかったのだから、『日本書紀』の引く『百濟本紀』の「日本天皇及太子皇子」という文の原型は「倭王及太子王子」のようなものだったと推定される。<大和>とは別の倭国があったという観点からすると、その記事は<大和>の継体王たちに該当しないのである。『百濟本紀』は倭国のことを書いていることになり、その引用記事は、倭国で重大な政変が起きたことを示唆する。『日本書紀』の編者が『百濟本紀』の記事まで参照して歴史を構成しようとしているのを見

ると、編者は倭国のことを書いた史料も編みこみながら歴史を編修しただろう、という推測が避けがたく浮上する。

i. 『日本書紀』の記述する大化の政変

第8節の議論によれば、『日本書紀』中に倭国から日本国への移行の痕跡を調べるとしたら、表5(83ページ)に示した、王号の先頭に姓である「天(あめ)」を付けるようになった第35代皇極王あたりから始めるのが有効だろう。

35代皇極王は、34代舒明王の後だったが舒明王が死ぬと王位に就いた。この王家は第26代継体王の子の29代欽明王から始まると見なすことができる。欽明王は、ヘンリー八世のように、母が継体王以前の王家の娘であり古来の〈大和〉の王の血統を継いで王位継承の正統性を主張できた。欽明王以後、子の世代の敏達王～推古王の時代にも続く舒明・皇極王～天武王の時代にも、互いに濃い血筋の間柄なのに王位をめぐる血を見る争いが起きた。『日本書紀』が記述する欽明王以後の王位継承の争いは〈大和〉の王権の行動様式を知ろうえで無視できないけれども、ここでは省略しよう。それらの権力争いは、地方政体としての〈大和〉の強大化を反映しているのだろう。『日本書紀』の記述する推古王のころの仏教寺院の建造などが〈大和〉の発展を証言している。それは、倭国が遣隋使を派遣したころで、中国史書が倭国の政治体制の整備されたことを記載し日本列島の全般的な発展を教えることから推測できる。

『日本書紀』巻24「皇極紀」には、百済と新羅のことが書かれているが、外交の主体は倭国だったと考える本書ではそれを措いておこう。皇極紀は、〈大和〉での大寺の造営などを記して、〈大和〉の国力が増大していることを教える。また、東北の“蝦夷”が登場することが注目される。巻23「舒明紀」にも蝦夷の“反乱”が書かれていて、この時代に全体としての倭国の勢力が東北に及ぶようになったことを示している。しかし九州から遠い地理からして、〈大和〉が東北地方への軍事行動に重要な寄与をした、したがって、〈大和〉の勢力拡張の様相も帯びていた、と推測できるだろう。

34代舒明王の長子は古市大兄王子と呼ばれ、母は大臣蘇我氏の娘だった。大兄という呼び名が示すように舒明王の第一の王嗣候補だった。舒明王と王族の娘である皇極とのあいだにも中大兄と呼ばれる王子がいた。ところで、欽明王の子たちが王位に就いたころから、王たちの母方の蘇我氏が外戚として力をふるっていた。皇極王の王宮でも前大臣蘇我蝦夷の子の蘇我入鹿が権勢を誇っていたが、のちの藤原氏の祖となる中臣鎌子が中大兄に肩入れする。中大兄は蘇我氏の一族で入鹿のいとこ倉山田麻呂の娘を妃としたが、『日本書紀』はそれが布石だったように書く。645年旧暦六月十二日に、事件は起きた。“大極殿”に入鹿・鎌子・倉山田麻呂などがそろって通門を閉じて、中大兄と協力者たちが蘇我入鹿を討った。十三日には、入鹿の父の蘇我蝦夷も討たれて企ては成功

する。六月十四日、皇極王の同母弟が王位を継いで 36 代孝徳王となり、中大兄は王太子となった。

これが教科書で「大化の改新」の開始とされる政変である。孝徳王が即位し中大兄が王太子になったことは、巻 25「孝徳紀」に再度記され、政変の功労者が左右大臣と内臣に任命されたことなどが記述される。その段落の末尾に「天豊財重日足姫天皇」の四年(六月十九日)に「大化元年とす」と記され、次の段落の先頭に「大化元年秋七月…」と書かれて、「大化」という年号が出現するのであるが、ごく少人数で極秘にしななければならない襲撃が元号を建てるといような企てだったという見方に疑問をつきつける。

孝徳王が即位したところには、その即位が古市大兄を王位継承から排除する方策だったような書き方がしてある。王位を継ぐか尋ねられた古市大兄は、母方の蘇我氏父子が殺されたことに恐れをなして袈裟を着た。しかし、九月の条には、謀反を企てたとして、中大兄が指揮して異母兄古市大兄とその王子たちを討ったことが記されている。数え年で二十歳の中大兄はこの政変で、唐の李世民(のちの太宗)に似た果敢な行動を見せて、単なる王嗣ではなく強力な政治家として頭角を現わしたのである。

巻 25「孝徳紀」はおよそ 9 年間の在位にしては記述量が多い。在位 36 年間の推古王の巻 22 よりも多く、次の斉明王と天智王の 17 年間を記述する巻 26・27 を合わせた分量に匹敵

する。記述量に関して言えば巻19「欽明紀」は巻28・29「天武紀」について多く、欽明王が前王家の血を受け継ぎ舒明王以降の王統の祖だから、『日本書紀』編修時に特別の扱いを受けた可能性がある。王号に「天国(あめくに)」がつくのもそのせいかもしれない。

孝徳紀の記述分量が多いのは、地方政体である〈大和〉の勢力が増した表われだろうか。後世の事態から外挿して類推すれば、そう考えることに一理ある。孝徳王が即位したのは六月十四日だが、十九日に孝徳王および“皇祖母尊”になった前王皇極とその子の王太子中大兄が群臣を集めて誓約させたという記述のなかに、「臣は朝(みかど)にふたごころなし」という語句がある。実力者だった蘇我氏の蝦夷・入鹿父子を討ったことで、有力氏族が王を共立して支える〈大和〉古来の体制が変化して、王の権威が高まり王家の支配が貫徹するようになったのは確かだろう。

孝徳紀は、次の段落を大化元年七月という年号で始め、妃と孝徳王の王子の名などを記すとすぐに、朝鮮半島の三国からの使節のことを記述する。そこで、高麗と百済それぞれの使者に対して詔(みこと)りして曰わくとする箇所二度「明神御宇日本天皇(あきつかみあめのしたしらすやまとのすめらみこと)」という自称が現われる。これは重要な尊称なので、あとで考察する。

次の八月の段落に、三つの詔が引用される。まず、東国

に国司を派遣したこと、戸籍や田畑の調査について、さらに、国・県・郡という言葉で「国郡」の体制に関係することが言及されている。二番目は訴訟のこと。三番目は、欽明王の時代に百済から仏法が入ってきたことに触れて（この箇所が、仏教伝来の年の典拠とされる）、僧と寺に関する詔である。次の九月の段落には、使者を諸国に遣わして人口調査を行なったことが書かれ、四番目の詔が引用されている。

二年(646年)の正月の段落は「改新の詔」を載せる。その一は、民と田荘を公のものとする事、その二は、京師を整えよと命じている。そこには「畿内」という言葉が出るが、四方の境は名張・紀伊・明石・近江の狭々波と今の近畿地方の地名で示してある。また、郡を大中小に分けることや郡司について（ここの「郡司」という言葉も要注意）。その三は戸籍・計帳・班田収授など、その四は税・賦役・調のことである。二月の詔には「明神御宇日本倭根子天皇」という王の称号が出て、先ほどの称号に「倭根子」が加わっている。三月以後も詔の引用が続く。十二月の段落では、十三階の冠の制を定めたとされる。五年(649年)の二月には、それが冠十九階に改められる。そして、八省・百官を置いたと続く。

こう見ていくと、孝徳紀の記述量が多いのは以上のように詔を大量に引用しているからだと分かる。そして、統治の根

幹にかかわるそれらの王命は、それ以前の記述になかったほど多岐にわたり、645年六月に唐突な襲撃事件で生まれた新体制が矢継ぎ早に制度改革を行なったことを主張している。そこに出る「改新の詔」という言葉が、それを、教科書で「大化の改新」と呼ぶような受けとめ方をさせた。継体王は〈大和〉の外から来たとされるが、その子たちの代からまた以前の王家のように代替わりのたびに奈良盆地内で王宮を構えていたのに、孝徳王のとき都を難波に移したことは、たしかに、新しい動向が生じたことを示唆する。

それにしても、孝徳紀の制度改革の書きぶりは過大さの印象を与える。いくら素朴だとしても制度を大規模に整えようとするには前史があるはずだが、それ以前の〈大和〉についてそれにふさわしい前史の記述が足りないように思われる。そして、国家が改革を行なうにはそれぞれの成案を得るまでに相当の検討期間が必要だし、実施に移すにも準備期間が要るはずなのに、今日の官僚機構と見まがうほどの驚くべき速さで命令が発せられ実行に移されたように書かれている。国司、郡司、班田収授、さらに八省・百官など50年もあとの文武天皇からの律令制度のときのような言葉で語られていることも、実態を疑わせる契機をはらんでいる。研究史上、「大化の改新」という解釈が出て以後、いったん、実際に改新と呼べるような実態はなかったという説が強まったが、今ではまた改新があったという説が主流らしい。この変遷は、〈大和〉の王が古くから天下を支配したとする『日本書紀』の主

張を受け入れる研究者のあいだでも、『日本書紀』のこの記述だけで政治制度の改革が実際にあったと結論するには実証性が足りないと感じられていることを教える。

ii. 『日本書紀』の記述を解きほぐす

701年の日本国成立の前には倭国があったとする見方に立てば、小節 i でとり上げた出来事についてこれまでなかったようなまったく新しい理解が開ける。孝徳紀の記す年号「大化」も「白雉」も、〈大和〉ではなくその時代に海外との外交権をもっていた倭国が制定したものだというのが前章の帰結であった。『続日本紀』「文武紀」が「建元」と書くことはその端的な証拠である。もう一つの論拠は、百済の王子豊璋は人質として倭国に滞在していたのだから、白雉が献上されて改元の吉祥であるとする議論に豊璋が参加したとすれば、その場所は倭国の宮廷であるというものだった。この立場からすれば、豊璋があたかも〈大和〉にいたかのような『日本書紀』の記述は粉飾ということになる。

じつはすでにほめかしたのだけれども、「推古紀」十六年の隋使と「大門(みかど)」との会見記にも同様の粉飾がある、と見なすことができる。そこの一連の文には二か所「難波津」と「海石榴市」という地名が出る。この近畿地方の地名が、『隋書』の記述に反して、「竹斯より以東にあって倭に附庸する」はずの〈大和〉で会見が行なわれたことを主張するのである。しかし、『隋書』の行路記事をすなおに読めば、船の着いた港は、瀬戸内海の最奥の「難波津」ではなく、実際に

鴻臚館跡が出土した筑紫の「那の津」だ、とわたしは考える。また、都に入った隋使が宿泊した客館は、小墾田の宮から 9 km も離れた三輪山の別墅を構えるような辺鄙な山際の「海石榴市」にではなく、太宰府政庁跡から南に約 1300m、南北の幹線道路“朱雀大路”に面した“太宰府盆地”の中央ともいべき「二日市」の、現に客館跡が出土した場所にあった、と推測する。『日本書紀』記載の二つの地名をカッコに入れば、その隋使応接の記述は、『隋書』の記述とよく一致し、福岡都市圏の地理と考古学的な知見がそれを支持するのである。その文章はもともと倭国の記録にあったのではないか。それに粉飾の語句を加えたのではないか。

論理の竿頭に昇りつめてなおも一步を進めて試論を展開しようとしている。これまでの日本古代史のパラダイムを信奉する人にはとんでもない議論と見られるだろう。しかし、その人たちが具体的な事績を欠く 2 代王から 9 代王までを「欠史八代」と呼んで、それらの王たちは実在しなかった、『日本書紀』の当該の記述は「創作だ」とするほどの極論を提案しているのではない。ただ、既存の記録なり伝承を粉飾する語句を加えたと解釈しているにすぎない。この見方から孝徳紀を見なおしてみよう。

大化元年七月の、高麗と百済の使いに対する二つの詔(みこと)のり)にある「明神御宇日本天皇」とは何だろうか。次の年

には「明神御宇日本倭根子天皇」という言葉が出る。

『日本書紀』の継体王から皇極王まで、継体・欽明・推古王の巻を例外として、「日本」という文字は出ない。継体紀では、海外関係の記事に出るだけで、もとは「倭」と書かれていたのを「日本」と表記したものと見える。それは初期の王たちを天皇と呼び換えるときに「倭」を「日本」と書き換えたのと同じのやり方だろう。欽明紀でも、「とよあきつやまと」を「豊秋日本」と書いているのを除き、朝鮮半島関連の記事に「日本」が現われるだけである。朝鮮半島に残存する史書には、660年代まで日本という文字は出ないのだから、もとは「倭」とあったのを「日本」と表現したと考えられる。推古紀でも、高麗と百済関連の記事に四つの「日本」が出るだけで、これももとは「倭」と表記されていたと考えられる。興味深いのは、隋使（『日本書紀』は唐客と書く）の言葉を「皇帝、倭皇を問う」と表現していることである。これは、もとの資料に「倭皇」という文字が使われていて、二つの漢字の合成語を分解しづらかった状況を明かす。600年代中期まで、『旧唐書』でも朝鮮半島の資料でも、倭国あるいは倭としか書かれていないことはすでに何度も触れた。同じ時代まで、日本列島にも「日本」という文字表記はなかったのである。

孝徳王のあとの斉明紀でも、一つの「日本」は五年(659年)の遣唐使についての註で、唐の天子の問い「日本国天皇平安にますやいなや」にあらわれるが、この時代に唐の皇帝が「日本国」と言うはずはない。あとの三度は後世の書『日本世記』

で使われるだけである。天智紀には白村江の戦い関連の記事に「日本」が10回現われるが（もう1回は書名『日本世紀』）、天武紀上下でも、「日本」は初代王を「神日本磐余彦天皇」と記すところに1度現われるだけである（この日本は『古事記』が倭と書いているのを書き換えたものである）。

結局、700年以前の中国と朝鮮半島の史料に現われる日本列島の国は倭国であって、『新羅本紀』の670年の記事を唯一の例外として「日本」という言葉は使用されていなかったが、『日本書紀』もその状況を追認している、と結論してよいだろう。孝徳王よりもずっと権力を増した天智王と天武王の時代にも、〈大和〉で「日本」という国号を使用したことはない、と考えられる。ただし、『新羅本紀』の670年の記事に現われる「日本」を見過ごしにしないとすれば、持統紀の689年の新羅使に対する記述に2度現われる「日本遠皇祖代より」の検討が必要である。

こうして、孝徳紀に初めて出現する「明神御宇日本天皇」は、上の例と同様に高麗と百済の使いに対する詔に現われるのだから、もとの文字に戻せば「明神御宇倭天皇」ということになるだろう。そして、「竹斯国以東にあって倭国に附庸する」〈大和〉には外交権がないのだから、この詔の主体は倭国王と考えるべきだ。すると、「明神御宇倭天皇」とは倭国王だということになる。「明神」は「明らかな姿で現われた

神」を意味し、「宇」は宇宙の宇だから「御宇」はひろく空間を御することを意味する。つまり、「姿を現わした神であり天の下を支配する倭の王者」というような意味になるだろう。

ところが前著は、遺跡や神社や山々などの事物が構成する地理的關係が、古代の福岡都市圏に前後二つの「太陽の道」が設定されたことを明らかにし、弥生時代の太陽の道上の最重要な須玖岡本遺跡そばの熊野神社にイザナギ・イザナミが祀られ、古墳時代以来の太陽の道上にある都督府(≈太宰府)東方の大根地山にイザナギ・イザナミからの天神七代と天照大神からの地神五代が祀られていたことを明らかにした。それは、その倭国が高天原の神々の信仰を形成し、その王統が天神・地神に連なることを主張したであろうことの実証的な証拠である。したがって、発展した倭国の王が「明神御宇倭天皇」と称したと考える解釈は高い蓋然性をもつ。しかも、倭国王は600年代初頭、東アジアの覇権国である隋帝国の皇帝に対して「日出づる処の天子」と自称したのである。倭国王の姓は「天(あめ)」であり、高天原の神々の子孫で天姓の皇帝という意味で「天皇」という称号を用いた可能性がある。前章で649年から帝位に就いた唐の高宗が「高宗天皇」という称号を贈られたことを「天皇」号と関連させたけれども、高宗が泰山で「天を祀る」封禪の儀式をとりおこなったのは666年である(父の太宗は泰山で封禪の儀式をできなかったようだ)。645年はそれよりも前だから、倭国王が天皇号を使用

したのは高宗の例を知る前だったのかもしれない。こうして、「明神御宇倭天皇」というたいそうな尊称は倭国で用いられ始めた可能性が高い。

日本国が成立したあとの『続日本紀』の詔(宣命)で用いられる天皇の尊称と対照させてみよう。文武天皇の即位の詔は、文武天皇を「現御神大八嶋国所知天皇」と呼び、その母の元明天皇の即位の詔は、元明天皇を「現神八洲御宇倭根子天皇」と呼ぶ。孝徳紀初出の詔では「明神」と始まるのに、『続日本紀』では文武・元明天皇以降すべての詔で「現[御]神」(あきつ[み]かみ)に変化しているのである。孝徳紀の「明神御宇倭天皇」だけが特異であることが分かる。この型の尊称を使い始めたのが倭国の天子であると解釈すれば、このちがいをすんなりと理解できる。701年に日本国が成立したあと、「あきつかみ」の漢字表記を「明神」から「現神」に変えたのである(和語「あきつ」には「明」がふさわしい)。明治の王政復古後に「現人神」という言葉も用いられたが、その古形は「現神」だった。ところが、「現神」には祖型があって、それは「明神」だったのである。この漢字の変移も倭国から日本国への移行を体現している、とわたしには見える。

これに関連して次のような興味深い問題が浮上する。『続日本紀』で文武天皇は冒頭で「天之真宗豊祖父天皇」と呼ばれるのに、詔では「現御神大八嶋国所知天皇」と表現され、

元明天皇は「日本根子天津御代豊国成姫天皇」と呼ばれるのに、詔では「現神八洲御宇倭根子天皇」と表現される。次の元正天皇「日本根子高瑞浄足姫天皇」も、詔では同様に「現神大八国所知倭根子天皇」のように表現される。国号を「日本」としたからには、正式な尊称は「日本…天皇」であるはずである。実際、転機にあつて最初に新しい日本国の天皇位に就いた文武天皇だけ「天之真宗豊祖父天皇」と特異な尊称になっているけれども、そのあとの天皇は、「日本…天皇」という尊称で呼ばれる。ところが、詔では「日本」が使われず代わりに「倭」の文字が入っている。これをどう解釈すればよいだろうか。

宣命体は倭国で使用され始め、そこでは天皇を「明神御宇倭天皇」と表現したと考えれば、倭国で倭天皇と表わすのは自然なことである。ところが、それが600年代から代々行なわれ慣例となったとすれば、天皇の詔に、「明神」・「御宇」・「倭天皇」に当たる言葉を使うのが規範となった、と理解可能である。元明天皇以後の詔にある尊称もこの形をしている。ただし、そこでは「倭」は「倭根子」に変化している。それは、『古事記』で初期の王たちの名に「倭根子」があったことに関係しているのだろう。701年に日本国の天皇位に就いた<大和>の王統は、ほんとうは倭の真宗とは言えず、その王統の由緒の古さを初期王たちの「倭根子」に求めたと見える。

『日本書紀』には、天智紀や持統紀に宣命の形式の尊称は

ないのに、『続日本紀』には追贈のようなやり方で、天智王が元明天皇の即位の詔で「近江大津宮御宇大倭根子天皇」と呼ばれ、持統王が文武天皇の即位の詔で「現御神大八嶋国所知倭根子天皇」と呼ばれている。ところで、『日本書紀』孝徳二年の詔には、「明神御宇日本倭根子天皇」という奇妙な尊称が現われる。ここの「日本倭根子」は「やまとねこ」と読む。ともに「やまと」と読む「日本」と「倭」が二重に続くのをそう読ませているのである。この疊語が生じたのは、もとは前年の詔のように「明神御宇倭天皇」とあったのを「明神御宇日本天皇」と書き換えたが、天智王や持統王を上のように表現したのと同様の趣旨で「倭根子」をつけ加えたのではないだろうか。すでに日本国になった『日本書紀』編修時の挿入と思われる。同様に、『日本書紀』「天武紀下」の詔に「明神御大八洲倭根子天皇」が出現するのも、「倭根子」という文字使用から、『日本書紀』編修時の挿入と考えることができる。

金印をもらって以来の権威を継承し「太陽の道」上に住む倭国の天子に「根子」という修飾語は不要である。大宰府政庁跡の北側には「大裏」という地名があり、いまも「大裏」という小字標石が残っていて、倭国の天子がそこに住んでいたことを証言している。なんびともこれを無視することはできない。

iii. 「大化の改新」とは何だったのか

小節 ii では、「明神御宇倭天皇」で始まる宣命体をつくったのは倭国の天子であると推定した。『続日本紀』は、元号「大宝」を制定したところで「建元」と述べて、〈大和〉で以前に元号を建てたことがないと証言している。だから、『日本書紀』『孝徳紀』が「大化元年秋七月…」と記述し始める一連の詔は〈大和〉で発せられたものではない、というもう一つの解釈へ道が開かれたのである。すると、続けて八月から始まる政治制度にかかわる大量の詔も、〈大和〉ではなく「倭国」で発せられたのではないかという見方が浮上する。そこに記述された政治改革が世に「大化の改新」と呼ばれるのだが、先にも述べたように、これまでの日本古代史のパラダイムを受け入れる人にも過大に思われた。それを倭国で実施されたことだと考えれば、以下のように大局的に順当な理解に至る。

すでに概略したように、最初の詔には、戸籍をつくり田畑の調査を行なえと書かれ、さらに全国の行政区画「国郡」に関係することが書かれている。国家の政治制度の骨格を整備する王命である。ところが現在では、木簡や残存文書類などの物証によって、701年の大宝律令以前には、九州から関東地方まで、のちの郡に当たる言葉として「評」が使われていて「郡」という行政区画名はなかったことが知られている。『日本書紀』は、このように重要な歴史事実について粉飾をほどこしているのである。つまり、歴史を書き換えているの

である。それは、この時代に歴史記述に対する厳正さの意識が欠けていたことを教える。前節で推測した粉飾は十分起こりうることだった。

「大化元年秋七月…」からの一連の詔は、720年に完成した『日本書紀』編修時に“編入された文章”だった、と考えることができる。その文章を素材に推測されたこれまでの議論は、十分な根拠を欠くのである。議論の質を高めるためには、もっぱら『日本書紀』の記述に頼るやり方ではいけない。関連する状況証拠もとりあげて総合的な判断ができるようにすべきである。そうして初めて、反証可能な学問的な議論に近づく。前著とこの書物の議論はそういう努力をしているつもりである。

「評」についてももう少し考えてみよう。Wikipediaによれば、「前期難波宮跡で出土した648年の紀年銘木簡に評と書いた木簡が出土した」。評の文字のある木簡の出土は天武・持統王の藤原京も例外ではない。さらに、文武3年699年にも九州に「衣評督」がいた証拠があり、隱岐国から藤原京に送られた物産に「評」と書かれた木簡が見つかりそれは701年のことらしい。これからすれば、「国評」制は、孝徳紀が言うように640年代に制定され、大宝律令が發布されるまで行なわれていたことになる。『日本書紀』は大宝律令が發布されて国郡制に移行したあとに編修されたが、文武天皇の継承した以前の<大和>政権が「国評」制を施行

したのだとすれば、『日本書紀』が国評制から国郡制への移行を書かない理由は見つからない。〈大和〉の王が「国評」制を施行したのだとすれば、むしろ、文武天皇以後の王家にとってはそれを記すことの方が支配の古さを誇れるだろう。そうできなかった理由があったのである。701年以前には倭国が宗主国であったと考える第Ⅱ章の仮説理論がここでも有効である。640年代から701年まで国評制が施行されていたと証言する木簡類が、倭国から日本国への移行が701年だったとする第Ⅱ章の仮説理論を支持するのである。

一般に、ある領域で初めて古代国家の形成が進むには相当の年月がかかると考えなければならない。各地で集落が生まれそれらが関係を結ぶ社会ができて、人口が増えて地理的・文化的な諸条件に規定されながらも少し広い共同体が形成されていく、というようなことが想像できる。日本列島では人々が移住して水稲栽培が広域に広がっていったことも考慮されるべきだろう。それらの小共同体がさらに関係を結びのちの評や国ができたと考えることができる。

日本列島での国家の形成は遅れて中国の影響を受けながら進んだ。吉武高木遺跡がその前段階の考古学的な目印となる。文献上では、『後漢書』と『三国志』が倭の中心国の王に国王印を授けたという記述が画期を教える。倭国について、『漢書』が分かれて百余国、『三国志』が使譯を通じる所三

十国と記述する国々はほぼ九州島にあっただろう。『三国志』では、使者のうちの有力者にも銀印や将の位を授けている。国々の序列化が示唆される。400年代の中国南朝の史書は、倭国王に「使持節都督」などの称号を与え、九州北部を中心にして全体として倭国という国家の広域化が進んだことを証言する。『宋書』の掲載する倭王武の上表文には「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国」と書かれているが、それはおおよそ日本列島の西部を表現したものだだろう。同じく国と呼ばれていても、各地の共同体が統合されるなどして整理が進んだだろうことを教える。そして『隋書』が、600年代初頭、使節も派遣した外交によって知った位階や外交儀礼を記述して、一定程度の制度を具えた国家が成立していたことを報告している。

『日本書紀』「孝徳紀」の640年代の詔は、その後の倭国の国制上での進展を記録する情報と見なすことができる。すなわち、中国南朝との通交を第一次として、600年代の隋・唐への遣使によって第二次の中国文明導入期に入り、中国の制度の模倣が試行されていったと想像することができる。そして、640年代になって、それらの試行を集大成する改革を実施しようとした、と考えることができる。〈大和〉で制定されたのでない元号「大化」がその意気込みを表現している。大化二年正月の詔が「改新の詔」と呼ばれているのも、国制上の大きな改革だったことを物語る。『日本書紀』は大宝年

間の状況を 50 年も前の孝徳紀に投影したので、「国司」や「八省・百官」などの後世の言葉がつい出てしまったのだろう。640 年代の倭国の「大化の改新」は 50 年後の大室年間にくらべればなお完成途上にあっただとしても、戸籍や田畑の調査や人口調査は、制度を整えようとする国家にとって必須の作業だから、実施されたにちがいない。

ここまでの議論によって 701 年の日本国成立以前に倭国があったという見方は補強されたが、従来の日本古代史のパラダイムを信奉する人は、倭国＝日本国とする見方のままで上の大局的な進展が妥当すると主張するのだろう。ほんとうにそうだろうか、関連する状況証拠を検討してみよう。

大化二年正月の詔は、その二で「初めて京師を修め、…。凡そ京には坊ごとに長一人を置け…」として、坊に区画された本格的な京を建設することを命じている。しかし、この時代の〈大和〉に京師と呼べる都があっただろうか。

『日本書紀』は、初代王以来代々の〈大和〉の王が即位するごとに王の宮を建てたと記述し、王を特定するのに宮の名を冠している。それは孝徳王の前後の王の時代も同様である。父の舒明王は飛鳥の岡本に宮を置いたが、636 年に火災にあうと、641 年に死ぬまでに三度住居を移動している。王位を継いだ王後の皇極王は即位すると、642 年九月に「宮室を営まんと欲」して十二月飛鳥の小墾田の宮に遷り、翌年正月に飛鳥板蓋新宮を宮とした。四か月ぐらいで「京師」と言える

都がつくられたとは思われない。しかも、宮の名が示すように板蓋の建物である。屋根は瓦で葺かれておらず、長い年月使用できるような王宮ではなかったのである。それを東アジアのこの時代の王国の宮殿と呼ぶのは気が引ける。その宮で645年の蘇我入鹿襲撃は起きたのだが、『日本書紀』が“大極殿”と書くのは明らかに誇張である。

その飛鳥板蓋宮で645年六月に即位した孝徳王が一連の詔を矢継ぎ早に発したのだが、十二月のうちに都を難波長柄豊碕に移した、と『日本書紀』は書く。宮を建てるのに月日がかかる遷都が機会を見つけ出して成功した襲撃事件にほどなく続くというのも、襲撃直後に改元したとするのと同様に、現実味がとぼしく机上の文だろう。事実、651年のところに「居を新宮に遷し、号して難波長柄豊碕宮と曰う」とある。こちらがほんとうなのだ。646年春正月の「改新の詔」その二に「京師を修めよ」とあるので、この詔に合うように直前の十二月に難波長柄豊碕宮に遷ったと挿入した可能性が高い。ここでも、『日本書紀』は事実をまげて記述しているだろう。

「京」という文字は皇極紀に1回出るが、註に出るだけである。孝徳紀に突出して10回出るのだが、「京師を修めよ」という詔がそこに引かれていることに関係するだろう。つまり、「みやこ」に「京」という文字を当てるように誘引されたのだと思われる。舒明王以前に出る「京」は唐や朝鮮半島の使節に関連する箇所が主である。継体王以前にも京が出る

が、それは、『日本書紀』で、『古事記』の命(王)を天皇と書き換えるのと同様に、編修時に使われていた言葉で表記するやり方がとられたからだろう。実際、『古事記』には「京」という文字は出ない。

日本語の「みやこ」は「宮のある処」だが、実際に『古事記』に出る宮は王か神の居場所を意味する。王は「○○の宮にいまして天下をおさめた」と書かれるが、全体の記述からして「宮」には王国の首都という意味は希薄である。「都」という文字は、基本的に表音文字として使用され、また「かつて」という副詞に使われている程度。推古王の記述はわずかだが、『古事記』が対象とした時代、〈大和〉に王の首都という用語はなかったと考えてよいだろう。

孝徳紀の「京師を修めよ」という詔に関連して「京」という文字が出現するという点についてもう少し補足しよう。孝徳王が亡くなる前年、王太子中大兄が「倭京(やまとのみやこ)に還ろう」と奏請したが、孝徳王が許さなかったので、中大兄は、母の皇極と妹(孝徳王の後)などを連れて〈大和〉に引き上げ、公卿百官もみなそれに従った、という記述がある。孝徳王からの離反を言っているのだが、ここで問題にしたいのは、そのとき前王と太子たちは「倭の飛鳥河邊行宮」に居住したという文である。〈大和〉に帰還しても、実態は「倭京」と呼べるような都はなかったのである。次の年の十月孝徳王が亡くなると、655年正月皇極が飛鳥板蓋宮でまた王(斉明

王) になった。十月のところに、小墾田に瓦葺きの宮をつくらうとしたがとりやめになった、とある。その冬板蓋宮が火事になると飛鳥川原宮に遷る。翌年、もとの岡本宮の地にもう一度宮室を建て後の飛鳥岡本宮と呼んだ。建築期間が短く瓦葺きにしたという記述もないから、瓦葺きの長期間耐える宮殿ではなかったと思われる。これでは「改新の詔」は空手形だったことになる。

『隋書』は 600 年代初頭の倭国に十二階の官位があったと記し、隋の使節を出迎える儀礼などを見ても、それに対応できる政府機関があったことをうかがわせる。都には時代にふさわしく諸機関のための恒久的な建物があったと考えられる。ところが、上述のように『日本書紀』の記述を総合してみると、650 年代の斉明王の時代まで政府と言える施設をもつ都があったようには見えない。孝徳二年の「初めて京師を修め」・「坊うんぬん」という詔が言うような王国の首都が〈大和〉にはなかったと判断せざるをえない。

iv. 640 年代に整備された「京師」はどこか

試みに、その時代唐が外交関係を結んだ東アジアの王国の首都がどのようなものだったか調べてみよう。百済は 538 年に都を泗泚(現在の扶余市)に遷し、660 年唐軍に攻め落とされたときもそこが首都だった。先年わたしは扶余に行って土地勘を少し得て、泗泚の往時をいくらか想像することができた。インターネット上の情報からも、その王都がどういうものだ

ったかがある程度知ることができる。

王都泗泚は、北・西・南の三方を湾曲する錦江に囲まれ、黄海に流れ出る河口(白村江はそのあたりか)までかなりの距離があるけれども、Google Earthによればそこでの錦江の標高はわずか4mである。つまり、防衛に適し水運にもめぐまれた要衝であることが分かる。王宮は、北に錦江から立ち上がる扶蘇山城を背に、南面して築かれていた。王宮から南方へ“朱雀大路”だったと思われる幹線道路が伸び、王宮の南に東西に走る幹線道路も昔からあったと推定できる。この市域の中心部といってよいあたりの朱雀大路の東側には百済の時代に寺院があった。その定林寺跡は発掘されて瓦などが出土した。これらのことから推定できるのは、王都泗泚が一定の都城のプランをもって建設されただろうということである。

定林寺遺跡は、詳細が分からない王宮の規模や構造を考えるのに参考になる。定林寺は王都の中心域にあって朱雀大路の東で大路に面しているが、この配置は、隋の大興城(唐の長安城)で相似の位置にあった坊に国家の寺院大興善寺が建造されたのに一致する。定林寺は百済の国家の寺院として建造されたことが分かる。地図で比較すると、定林寺の区画は法隆寺(火災後660年よりもあとに再建された)のそれよりも規模が大きい。朱雀大路に平行に南から北に中門・石塔・金堂・講堂が一直線に並び、周囲を回廊が囲む定林寺の伽藍配置(唐の将軍が泗泚を攻略したとき、戦勝の文を刻ませた石塔が今もその位

置に立っている)が、王都の都市プランと調和するように建てられたことを物語る。宮殿は、政府機能を担ういくつかの建物から成っていたと考えられるが、常識的に考えて、瓦葺きの定林寺の規模よりも大きな複合的な建築群から構成されていたと見なしてよいだろう。つまり、百済の王都泗泚には、孝徳紀に記されているような「坊」に区画された「京師」に相当する規模があった、と言える。それに対して、先ほど見たように、660年までの〈大和〉にこれに見合うほどの都があったとは思えない。宮殿と国家の寺を直線状に配置する都市プランは、わずかにせよ証拠が残るものだが、〈大和〉にそのような痕跡は見つからない。したがって、孝徳紀の記述する「京師を修めよ」の詔は〈大和〉で出されたものではないという判断が、物的な状況証拠からも支持される。

それでは、600年代中期の日本列島に百済の王都泗泚に匹敵するようなところはあっただろうか。このように問えば、そのような都の候補として太宰府が浮かび上がる。太宰府では政庁跡が発掘され、条坊で区画された都市プランも発掘されている。ところが、考古学的な調査が、条坊の建設年代を〈大和〉の藤原京よりもあとのこととし、太宰府政庁跡にあった初期の掘っ立て柱建築の年代も600年代後期に比定して、太宰府を泗泚と同時代と考えることを妨げる。しかし、その考古学的年代推定は『日本書紀』に基づく日本古代史のパラダイムに則って行なわれているのである。けれどもここまで

の考察によれば、『日本書紀』は歴史上の出来事を粉飾して信頼がおけない。

前著で論じたように、福岡都市圏で形成された倭国の王は、古墳時代に中国南朝から使持節都督に任命されて、現在の太宰府(≈都督府)を王都とした。この推定は、「太陽の道」信仰の神殿宇佐宮と宗像大社が、その真東と真北に配置されていることによって物的に支持される。そして、『隋書』はそこが600年代の倭国の王都だ、と記述するのである。だから、太宰府が600年代の王都だったとする仮説理論を今の問題に適用して検討する価値がある。太宰府は、北に外海の波浪を防ぐ大きな博多湾を擁し、大陸・朝鮮半島へも日本列島内の航行にも絶好な場所にある(鴻臚館のあった入り江まで直線距離で約15km、この距離はアテナイから外港ピレウスよりも遠いが)。南には筑後川流域の平野をひかえている。太宰府は交通においても農業生産の中心地としても要衝であることが分かる。しかも太宰府は、北西方向と南南東方向の開けたところを除けば、山にとり囲まれて防衛にも適している。ここは百済の泗泚にも匹敵する王都にふさわしい場所なのである。

都督府跡(政庁跡)は北にそびえる大城山の南麓にある(時期は遅れるのかもしれないが大野城はその大城山に築かれた)。都督府跡の南側には東西に走る幹線道路があり、それに直交して都督府の正中線から南に延びる幹線道路がある。この基本配置は百済の泗泚にそっくりだ。泗泚と異なるのは南に延びる幹線道路の中央部に大寺がないことである。

ここで、倭の五王以来東の大根地山と西の油山夫婦岩を結ぶ東西線が神聖な「太陽の道」だったことを思い出さなければならぬ。倭国王はその太陽の道上に住居(内裏)を構えたはずである。先ほど 117 ページで触れたように、政庁跡の北側に「大裏」という地名があったことを小字標石が教える。政庁は、中国の都城をモデルにして王の住居の南に建設されたのである。都督府の北側を焦点に太陽の道が設定されたことは、さらに、真東の宇佐宮と真北の宗像大社が証拠立てる。太陽の道と高天原の神々の信仰を形成した倭国で、大根地山と宇佐宮の指定する東西線と宗像大社の指定する南北線は、長安や泗泚よりも特別の意味をもっていたのである。そこで、高天原の神々への信仰に加えて仏教を導入するにあたって、倭国は、仏教を伝統の信仰に調和させようと、仏教寺院を太陽の道上に建設したと考えられる。現に、政庁の真東に観世音寺が存在する。地図をみれば、観世音寺の寺域は政庁跡の区画よりも大きく、観世音寺は政庁とセットで王都のプランにしたがって配置されたと見える。観世音寺は、百済の泗泚にあった定林寺に対応し、国家の寺院として建築されたにちがいない。

こう考えると、「孝徳紀」が京師の詔を 640 年代のこととして記していることからして、660 年にはすでに太宰府政庁と観世音寺が存在していたはずである。上述のように、残存する遺跡が、同時代の百済の王都泗泚との対応を示して、そ

れを主張しているのである。ところが、『続日本紀』「元明紀」の709年の断片的な記事によって、観世音寺は天智王が母斉明王の追善のために発願したということにされている。ほかに観世音寺の建立を伝える記録が残っていないので、この説が流布している。しかし、斉明王は子の天智兄弟などと家族そろって筑紫に行っていた661年に亡くなったのだが、『日本書紀』「天智紀」には、筑紫で母の法要をした、あるいは筑紫に寺を建てる発願をしたという記述はない。けれども、600年初頭に仏法を学ぶために沙門数十人を隋に派遣した筑紫の倭国には寺院があったはずで、母の死に際し法要を行なわなかったということは考えにくい。母が筑紫で亡くなったとき、天智は現地にあった寺で仮の弔いをしたということの方がはるかに現実的である。そして、その寺が王都太宰府にあった大寺観世音寺だったという可能性が高い。元明天皇にとって、天智は父で天智の母斉明王は祖母に当たる。だから、「元明紀」の記述は、祖母のために法要を行なった父天智の孝心を語る伝承がいつしか観世音寺を発願したという話に変化したのではないだろうか。その話に観世音寺の名が出るのは、むしろ、すでに存在していた観世音寺で仮の弔いが行なわれたからだとした方が道理にかなっている。『日本書紀』が古代史上重要な筑紫太宰府のいわれを記述しないことも、〈大和〉がそれを建設したのでないこと、つまり、斉明王たちが筑紫に行ったときには、太宰府政庁が観世音寺とセットで京師の中心的建造物としてすでにあったことの間

接的な証しだ、とわたしは考える。ちなみに、大宰府はのちの奈良の人々に「遠の朝廷(とおのみかど)」と呼ばれたが、「朝廷」というような由々しい名の機関を<大和>の王が遠い地に設置したと考えるのは大義名分上おかしい。以前から天子と名乗る王の都に太宰府が存在していて習慣的に「朝廷」という言葉が使われていたので、その言葉が残ったと考える方が合理的である。

つけ加えれば、統一新羅はその領土を九州に分けた。中国の天子がその版図を九つに分けて、天下を九州と呼んだ古例を模範としたのである。日本列島にある九州という地名も単に国が九つあることからそのように呼ばれるようになったとするのは誤りだろう。倭国の天子が直轄領と言える領域を九州と呼ぶために、九州島を九つの国に分けたと理解する方が真実だろう。

この節では、できるなら「改新の詔」などの詔を全般的に考察したかったけれどもできなかった。それは、『日本書紀』の記述が錯綜していてどこまでが史実であったか疑われ、よほど綿密な分析を行なうのであれば真実に近い結論を得ることができないと考えるからである。だから、『日本書紀』を中国や朝鮮半島の史料と対比して、合理的な帰結を見つけてことができる問題を考察した。また、『日本書紀』の記述を検証できるような物的な状況証拠を挙げて、日本列島で「京師」と呼べるような場所を探した。その議論は、少なく

とも 600 年代中期まで太宰府を首都とする倭国があり、その王は『隋書』が書くように天子としてふるまい首都や制度を整えた、という帰結に導いた。この結論は第Ⅱ章の仮説理論を補完するものである。この観点から見れば、孝徳紀が記述する 640 年代の一連の詔を、701 年からの律令国家への前段階として統合的に理解することができるのである。

第 10 節 王朝交代の具体的過程の追跡

i. 斉明王とその家族はなぜ筑紫に行ったのか

660 年、渡海して攻めよせた唐軍が七月百済の王都泗沘を陥落させ、逃げた王も捕らえられて百済は滅んだ。翌年斉明王は筑紫に行ったが、百済の再興を援けるためだと言われている。『日本書紀』がそのように書き、タイミングが符合するからである。しかし、百済の再興を援けようとしたのが筑紫にあった倭国だとしたら、この通説は疑問である。『日本書紀』を慎重に点検してみよう。

「斉明紀」は、660 年九月の条に百済の敗北の知らせと、十月に百済の臣福信が再興を期して、使者を送って援助と王子豊璋の帰国を願ったと記す。続いて、斉明王が十二月二十四日難波に行幸し軍器をそろえ、翌年正月六日船路についた、と書く。ところが、途中で王太子中大兄の弟大海人王子の妃(中大兄の娘)が女の子を産み、伊予の熱田津に泊まったことが書かれ、博多湾の那の津に着いたのは三月二十五日である。

軍器をそろえあわただしく九州に向かったにしてはのんびりした旅である。船で急げばもっと早く着けたはずだ。その上、福信が使いを派遣し王子豊璋を迎えたいという信書をもたらしたのは四月と書かれている。

仮に、『日本書紀』が主張するように<大和>の王が倭国を支配していたとしてみよう。すると、上の出来事の時間経過はずいぶん奇妙なものになる。倭国は659年遣唐使を派遣した。唐との外交関係を続けるつもりだったのである。ところが、使節のなかにいた伊吉博徳の書いた文書によれば、百済攻撃を準備中の唐は、倭国の使節から百済攻撃の情報が漏れることを恐れて使節たちを抑留した。唐政府は、大軍を送るために船を集め軍隊を動員するのに相当の月日をかけて準備したと考えられる。それに対する『日本書紀』は、斉明王の筑紫行きはすぐに実行され、軍器の調達も簡単に済んだような書きぶりである。

唐帝国は東アジアの覇権国である。唐に対してどのような行動をとるかは、一国の興亡にかかわるような重大事である。倭国は百済と友好的な関係にあり、長く倭国に滞在した王子豊璋との人的つながりも百済に肩入れする要因になったとしても、唐と戦争になるような方針を決定するには時間のかかる慎重な審議が必要だったはずである。『日本書紀』が審議を経たとも書かずに斉明王が早々と筑紫に行ったとするのは、政治・軍事上の一大事に対する倭国の天子の行動とは思

えない。三月に那の津に着いたあと四月に豊璋を迎えたいと改めて使者が来たというのも奇妙なことだ。唐に対する方針が決まらないまでも百濟再興の旗頭となる王子豊璋を送り出すのなら、斉明王が倭国の天子だとすれば、天子は動かず、それよりもあとに十分準備を整えて軍隊を派遣するのが現実的な行動である。

帰国して唐軍に対する反撃を始めなければならない豊璋はどこにいたのだろうか。斉明王といっしょに行動し、熱田津で温泉につかるなどして二か月もかけて那の津に行っただとも言うのだろうか。

巻 27 天智紀になると、記述は少し改まる。661 年七月斉明王が亡くなったが、この月天智は母の遺体といっしょに博多湾岸に移動していた。唐軍が高麗攻撃に転進した情報が入ったのか、天智はやっと朝鮮半島派兵の軍政を聴いたとされている。八月、先遣隊と兵・兵糧を送ることにしたとあるが、九月に豊璋に冠を授けたとあるから、まだ派兵していないのだ。そのあとの行には高麗の情勢と対応策を講じたことが記されている。実際には、662 年五月に、大將軍が軍船 170 艘を率いて豊璋を百濟へ送り、福信と合流させたと記述する。唐軍との決戦が白村江で行なわれたのは翌年 663 年八月である。こちらの事態の推移の方が真実らしい。この進展を見れば、661 年旧暦正月に斉明王が出発したとすることのちぐはぐさが明らかになる。

王朝を倒された福信たちが唐軍と戦うためには百濟の残

兵を集める必要がある。倭国は、豊璋をとにかく帰国させて福信たちに合流させるとすれば、豊璋を一人で帰すわけにはいかない。ある程度の船を用意し福信と合流させるために護衛の兵をつける必要がある。その前に、福信たちの結集した旧百済軍の規模とその戦いぶりを見極めなければならない。まったく見込みがないのに豊璋を送り出すのは無謀である。実際の推移を見極めながら対応する必要がある。結果を見ても、唐帝国に敵対するのは明らかに危険だったが、のめりこんでいくうちにいくらか戦機が見えたと思って大きな戦いをするようになったのだろう。天智紀の記す時間経過はそういう常識的な理解にかなっている。

こうして、現実の政治・軍事のあり方を冷静に考えてみれば、斉明王がまだ具体的行動が起こされていないときに早々と〈大和〉を発って筑紫に向かったのは理解しがたい。『日本書紀』の記述は矛盾を露呈しているのである。

660年の敗北のあと旧百済の残兵に味方して唐と新羅の軍と戦った倭国は〈大和〉の王権ではないという見方に立てば、上に述べた一般的な考察が適合して、以後の経過に対して平明な理解が開ける。元号白雉への改元のところで議論したように、豊璋は倭国の首都太宰府にいて改元の議論のとき発言したのだし、百済の敗北もそこで聞いたのである。倭国は、豊璋を送り出し百済再興のための軍事的援助を、天智紀に記されるような段階を踏んで進めて、663年の決戦に至った、

と合理的に理解できる。

だから、朝鮮半島での戦争と斉明王とその家族たちの筑紫行きは、直接の関係をもたないと判断すべきである。もちろん、大きな戦争だから、筑紫より以東の倭国に附庸する諸国にも動員の声がかかり、審議の段階で〈大和〉からも人が行くのは自然である。

だとしても、軍事にかかわる問題に対処するために、なぜ女性である斉明王が自ら出向かなければならなかったのだろうか、実際に筑紫に着いてまもなく亡くなるような高齢な人が。ほとんど実権を代行していたと考えられる王太子中大兄が代表して行けば十分ではないか。それなのに、どうして中大兄の弟の大海人王子とその夫人たちまで加わって物見遊山のように出かけたのだろうか（弟が夫人を伴っていたとすれば、王太子中大兄も夫人を同伴した可能性が高い）。『日本書紀』の主張するように斉明王が倭国の天子だったとすれば、天子とその子たちが都を空けたことになる。中国のすでに確立した帝国で、天子と子たち（主要な帝位継承候補者）がいっしょに都を遠く離れるようなことはありえない。中国の政治規範をとり入れた倭国でそのようなことをしたのだろうか。このことだけでも、斉明王が倭国の天子でなかったことを明かしている。そうすると、〈大和〉の王の家族総出で筑紫まで赴いた主要な目的はなんだったのだろうか。

この問いに対する有望な答えを本書は提出することがで

きる。第Ⅱ章第 8 節で示したように、35 代皇極王から王名が「天(あめ)」という姓で始まるようになった。『日本書紀』はそのことを明示的に語らないけれども、表 5 の 35 代皇極王から 41 代天武王まで連続する王名は、それ以前の王名との格差をはっきり示している。「天」姓は、『隋書』が倭国王の姓名は「あめ・たりしほこ」という名だと書くのに対応する。つまり、この時代に<大和>の王統の王たちが倭国王と同姓になって、倭国の王家の一族と認定されたと考えることができるのである。そのような認定を得るのに、斉明王とその家族が倭国に赴いて倭の天子に面会するよりも勝る儀礼はないだろう。わたしは、このとき斉明王が倭国の王家から「天」姓を授かった、それによって<大和>の王統は倭国王の一族に連なることになった、という仮説を提案しよう。

斉明王たちが筑紫に出かけた時期と百済滅亡が同時期だったのは、偶然と考えた方がよいだろう。上で論じたように、百済救援のために斉明王たちが出かけたとする『日本書紀』の記述は常識的に見て成立しがたいのである。

表 5 によれば、37 代斉明王の先代の 36 代孝徳王も天姓の王名になっているが、それは、その前の 35 代皇極王が斉明王と同一人物だからだろう。そのあいだの孝徳王にも天姓をつけることを許されたと考えてよい。たとえば、魏王になった曹操の父母にも王の父母という称号が許されたから、倭国でも同様の扱いができただろう。

この小節で提案した仮説は、〈大和〉の王家がその地位を上昇させた時期を明らかにし、以下で見るように、倭国からのちの日本国への王朝の交代を理解しやすくする。

ii. 天智王は魏王になった曹操と同じ地位に昇った

前著では、〈大和〉の王家がその地位を画期的に上昇させたメルクマールを、天智王の漏刻の設置に認めた。しかし、そこで天智王を天皇と呼んだのは、『日本書紀』の読みこみが足りなかったせいのみみ足であった。前章で構築した仮説理論は、天智紀のもう少し緻密な検討を要求する。

齊明紀は、齊明王の死亡から「もがり」までの経過を次のように記す—七年七月二十四日に齊明王が亡くなると、八月一日に王太子中大兄が齊明の喪をゐまつりて朝倉から博多湾近くに移動する。十月七日に海に就(ゆ)き、中大兄は一所に泊まり哀慕して歌を詠んだ。十月二十三日に難波に着いて、十一月七日～九日に飛鳥川原でもがりをした^(*)—と。天智紀は、齊明王の死亡と前後して百濟救援に関する記述のなかで、九月に豊璋に冠を授けたと書く。これは、十月の「海に就(ゆ)く」という文章と前後関係は矛盾しないが、〈大和〉の王は倭国王ではないしとする見方からすると粉飾だろう。

天智紀は、齊明王が亡くなると、王太子が「素服称制」したと書く。「素服」は染めてない白地の喪服である。天智が白い喪服を着たのは、中国の習慣が日本列島でもとり入れら

れていたことを示す。古代中国では父母の喪は原則として3年間である（後世、陶淵明も母の喪のあいだ役所を一年ぐらい休職した）。母の遺体のそばで夜を明かして歌を詠んだ天智の哀悼の情はほんとうだろう。その気持ちが強ければ即位の儀式は先延ばしされたと考えてよい。しかし、中大兄は孝徳王のときから王太子で、異母兄の古市大兄はすでに殺されていて、斉明王の二人の男子の長子であり、王位を争う対立者はいない。だから、母王が亡くなれば当然王権の執行者である。ここで「称制（王位継承者がいるのに代行者が王権を執行する体制）」という言葉を使用するのは当たらない。『日本書紀』が「素服称制し七年目に即位した」と書くのは、あとで論じるように、作意を含んでいると考えることができる。

(*) 死亡から船が出発するまでに日にちがかかっているが、先ほど考えたように、太宰府の観世音寺で仮の葬儀を営んだというのがありそうなことである。斉明王の遺体は17日で博多湾から大阪湾に着いている。二か月以上かかった行きの船旅がのんびりしたものだったことが確認できる。

天智紀には、豊璋に冠を授けたとしたあと、662年五月に豊璋を百済に送った、663年三月に新羅に兵2万7千人送ったなどという文が続く。天智が豊璋に冠を授けたという最初の文が、命令者が天智であるかのような役目を果たすのである。しかし、最初の文以外に皇太子という文字は現われず、天智の所在は明確ではない。母の遺体のそばで夜を明かして

歌まで詠んだことや、古代人の喪中の心情と中国流の服喪の習慣からしても、飛鳥川原で古来の葬送「もがり」をしたとき、母斉明王の息子である天智がその場にいなかったというのは考えにくい。天智は661年のうちに<大和>に帰還していたのではないだろうか。倭国の天子は太宰府にいたとする本書の見方からすれば、それが自然である。そして、主語のない朝鮮半島関連の文は倭国の政府のしたこと、派兵などの命令を出したのは倭国王ということになる。

『日本書紀』の天智二年(663年)の記述は、白村江の敗北を簡略に記述し、倭国と百済の残兵などが倭国に向かったことで終わる。東アジアの覇権国唐帝国との国家の存亡にかかわる戦争の敗北をまるで他人事のようにしか書いていない。たとえ敗戦のことを書きたくないとしても、白村江の戦いが<大和>にとって自分のこととして重大事だったとすれば、その戦争にまつわる出来事をわずかにしか語らないのは奇妙だ、とわたしは思う。天武紀の壬申の乱の語りが詳細なのと比較してみれば、ちがいがはっきりする。その敗北が<大和>にとって大したことではなかったかのように、段落が改まって天智三年二月の記述は、“天皇”が弟の大海人に命じて冠位を26階に増したとしてそれらの階名をつらねる。やはりどこかおかしい。唐と新羅と戦ったのが太宰府に都を置く宗主国倭国だったとした場合にだけ、この書きぶりを理解することができる。

三月の次の五月には、「百済の鎮將劉仁願、朝散大夫郭務
悰らを遣して表函と獻物をたてまつる」という文章がくる。

『日本書紀』は外国に対して尊大な書き方をするが、その中
でもこの文は際立っている。劉仁願とは第 I 章に登場した唐
の將軍劉仁軌のことだろう。百済占領軍の司令官が白村江で
敗北した倭国に使者を送ってきたのである。〈大和〉の王権が
敗北した側の主体だったら、こんな書き方ができたろうか。
文函には勝利者からの戦後処理についての要求書があった
はずで、倭国にとって戦々恐々として読まなければならない
文だ（664 年、対馬・壱岐・筑紫の国に防（さきもり）と烽火を置き、
665 年には長門に城を築き、太宰府の北と南の大城山と基山にも城
を築いたとしている。しかし、あとの二つの朝鮮式山城は、百済の
王都泗沘にあった扶蘇山城のように、王都太宰府を守る構えが以前
から存在していた可能性が高い）。665 年九月二十日にまた、
唐軍からの使者が来た。今度は総勢 254 人である。軍勢だっ
たはずだ。対馬を経て筑紫に至り、表函と獻物をたてまつっ
たと書く。使者は筑紫を目指して来たのである。これらの記
述は、百済占領軍と太宰府に都を置く倭国との折衝を表現し
たものだと考えるのが順当である。〈大和〉の王権は文函の中
身に関知せず、『日本書紀』はその内容を記すことができな
かったと考えてよい。

667 年天智王が都を近江に遷して以後の新しい統治を記述
する途中にも、百済占領軍からの使者が来たことが記述され
ている。高麗を滅ぼした翌年 669 年には郭務悰ら二千余人が

来ている。大部隊による示威をもって何らかの通告がなされたのだろう（その大部隊は倭国の首都近くに進駐するのでなければ示威にならない。『日本書紀』は、大阪湾まで来たというようなことを書かない。対応が近江宮で行なわれたような記述もない）。倭国と倭国に附庸する諸国の心理的打撃は大きかったにちがいない。671年にも劉仁願が使者に文書を届けさせた。この年、白村江の戦いで倭国側の捕虜も送り返された。唐の朝鮮半島方面軍は、朝鮮半島での戦争をしめくり、倭国に対しても戦後処理を完了させたのだと考えられる。「天武紀 上」には、まだ壬申の乱の起きる前で近江宮が機能していた時期、前年十二月に天智王が亡くなったことを翌年三月に筑紫にいた郭務悰らに知らせた、そして、郭務悰らに贈り物をして彼らが帰って行ったのは五月、と書かれている。ここで確認できることは、唐の戦後処理を完了させるための使者は筑紫にいたということである。使者の交渉相手が近江宮にいたのならそこに赴くべきで、郭務悰らが筑紫にいたという記述は相手国が筑紫にあった倭国だったことを明かしている。

『日本書紀』は、これらの外政上重要なことを、内政を語る行間にあっさりとして記すだけで、その内容を語らない。これらのことも、〈大和〉が海外での敗戦の主體的な当事者ではなかったことを表わしているだろう。

660年代唐が朝鮮半島経営にのりだして、東アジアは大き

く揺さぶられたのである。三国が鼎立していた朝鮮半島は、結局、新羅が統一することになった。対岸の倭国もこの争乱に巻きこまれ、唐と大きな戦争をして敗北した。倭国が手ひどい打撃を受けなかったはずがない。倭国は後漢から金印を授かって以来の長い歴史に支えられた権威を保っていたのだが、その伝統の権威は失墜しただろう。倭国を宗主国と認めてきた筑紫よりも以東の諸国を従属させる力が失われるきっかけになった、と考えることができる。

齊明王のとき、〈大和〉の王統が「天」姓を認められて倭国王の一族に加えられたと推定したが、壬申の乱の記述から見ても、〈大和〉の王権が支配もしくは影響力をもつ領域は、現代の近畿地方に伊勢湾の対岸地域・美濃・継体王の出身地とされる北陸を含めて大きかったと考えられる。宗主国である倭国はこの領域を倭国の東の分国のように見せて、そのほかの諸国に対する抑えとする意図を抱いたのだろう。実際には、〈大和〉の実力が倭国の直轄領である九州島に匹敵するようになっていたのではないだろうか。

663年の白村江の戦いの敗北によって、宗主国倭国が敗北の痛手を負って権威が消失すると、〈大和〉の勢力の強大さが明らかになり、倭国と〈大和〉のパワー・バランスは逆転した、と推定できる。日本列島の政治情勢は流動的になっただろう。弱体化した倭国王の政府ができることは、一族の国と認定した〈大和〉の天智王を倭国の共同者としてつなぎとめることだった、とわたしは推測する。

『日本書紀』からこの推移を読みとるのは容易でないが、『天智紀』には時代を画する出来事が書かれている。667年三月、天智王は都を近江に遷す。七年正月(668年)に即位したと書かれるが、或る本にいわく「六年三月即位」と註がほどこされているから、遷都と同時にそこで統治を始めた(実質的に即位した)のである。「七年春正月即位」とするのは、新しい年の正月に即位の儀式が行なわれたことを意味するだろう。

それまで長いあいだ<大和>の王の宮は奈良盆地の東南部を転々としていたのに、本拠地の盆地を囲む山々を越えた近江の琵琶湖畔に移したのである。これは、前の段落で推測した政治状況を反映しているだろう。わたしは、織豊政権と呼ばれる時代を連想する。將軍足利義昭を追放して列島中央部で覇権を確立した織田信長は安土城を築城し、1975年右近衛大将(足利義昭の官職左近衛中将よりも上位)に任ぜられた翌年安土城に移った。右近衛大将は「上様」と呼ばれ、「公儀」と言える公権力をもつ地位である。限定的だが、政権と呼ぶことのできる権力を手にした織田信長は、近畿地方・不破の関の東方・北陸をにらんで水運の便利な安土に拠点を置いたのである。天智王も、宇治川・淀川につながる大津に宮を置いて同様な構想を抱いたのではないだろうか。

第Ⅱ章で予習した中国の王朝交代規範からすると、以下に

論じるように、天智は特別の地位に昇ったと判断することができる。七年春正月に即位の儀式を行なって就いた地位は、それまでの〈大和〉の王たちとは異なる、とわたしは推定する。この小節の初めに注意したように、『日本書紀』は、亡くなった母斉明王を継いだ天智王は素服称制し七年目に即位した、と書く。しかし、母の服喪が終わっても素服を着て7年間も公式に王位に就かないというのはおかしい。王嗣と目される草壁王子のいた持統王の場合とは違うのである。素服称制という言葉はまったく当てはまらない。すると、七年春正月の即位は特別のことだった、つまり、その地位がそれまでと異なる特別の地位だったことを示唆するだろう。

事実、同年668年七月の条に「時人曰、天皇、天命將及乎」という決定的な語句が記されている。岩波書店の『日本書紀下』は、ここの註に「中国で王朝交代の意」と書いているのに、「天皇、みいのちおわりなむとするか」と読んでいる。これは、註釈者たちが「古来〈大和〉の王が倭国＝日本国の王である」という思考枠に閉じこめられていて、言葉を正確に解釈できなかったからである。「命がおわろうとする」という読みは、天智の王名「天命開別」を「あめみことひらかすわけ」と読む『日本書紀』の指示と明らかに対立する。「あめみことひらかすわけ」は、天が王者に地上の支配を命じるという意味を体現して、その天命を開始しようとするというような意味を含んでいるのだ。その天命を寿命のように解釈するのは誤りである。

漢文「時人曰、天皇、天命將及乎」は、平明に、「時の人々が天命將に及ぼんとするか」と言ったと読むべきである。そして、「將に～せんとす」はまだそのことが完了していないことを意味する。すなわち、天下を支配せよという天命に近づいたけれども、まだその地位に昇っていないのである。天智王を天皇と書いているのは『日本書紀』の文飾で、まだ天皇ではないのである。前著で天智を天皇と呼んだのは早計だった。しかし、時代を画するような近江大津への遷都は、第Ⅱ章で見た曹操が213年に魏公になったとき宮殿(金虎台)を建てたことに相当する。天智紀は、十年正月(671年)、大友王子を太政大臣にし左右の大臣も任命して、大赦を行なったとする。さらに夏四月には、「漏剋ヲ新台ニ置ケ。始メテ候時ヲ打ッ。鍾鼓ヲ動(とどろか)ス。始メテ漏剋ヲ用イル」と書く。これらは、曹操が214年に宮殿に鐘虚の設置を許されたことや215年に国相を任命する権限を得たことに相当する(曹操の魏国が一つの自立した国家の形体を獲得したのである)。だが、「漏剋を置いて使用し始めた」ことは、むしろ、王莽が「假皇帝」としてふるまう立場になって初始元年と改元したとき、「漏刻、百二十を以って度と為し、天命に応じ…」と上奏して裁可された出来事によく対応する。將に天命に及ぼうとする地位に就いたと考えるべきだ。日本列島の状況に当てはめれば、天智王は倭国の天子に準じる地位に就いた、と考えてよいのである。この捉え方は、『続日本紀』が記す元明天皇の即位の詔に「近江大津宮御宇大倭根子天皇(天智)が、天

地ト共ニ長ク、日月ト共ニ遠ク、不改常典トシテ立テ賜イ敷キ賜ウタ法」
と格別に天智王の権威を称揚したことによって裏づけられる。天智王は〈大和〉の王のなかで初めて公的に認められた高い地位に就き、それを継承した王と天皇は権威の正統性をそこに置いたのである。この段階で、天智は、倭国の支配する列島で天子公認の東の“分国”を支配する「王」になった、と推定することができる。

漏刻のことを補足しておこう。仮皇帝になった王莽が漏刻の刻み方を変更したことで明らかのように、漏刻は、皇帝(天子)が天下と時間を支配することを表示する機器である。前著で琉球王国の首里城の入り口は漏刻門と呼ばれその外に漏刻が設置されていたことを指摘した。琉球王は、王国と時間を支配する王がいることを明示するためにその王城に漏刻を設置したのだ。首里城には「日影台」と呼ばれる日時計も置かれていたという。それは、中国で日中の時刻を計るための日時計も置かれていたこととよく符合する。天智紀が新しい都に漏刻を設置し用い始めたと記すのは、天智王がその支配領域を天子のように統治することになったことを示しているのである。現代の日本では、天智王が漏刻を初めて用いた日を太陽暦で「時の記念日」としているが、ここまでの議論からすると、それが日本列島で漏刻が用いられた最初だとするのは疑問である。

『続日本紀』には、774年「太宰府に漏刻があるが、陸奥

の国にも漏刻を設置したい」という要望があつて、新しく版図に入った陸奥国にも漏刻が設置されたことが記されているだけである。そして『日本書紀』は、太宰府にあった漏刻がいつ設置されたかを語らない。都督府あるいは大宰府や観世音寺そして条坊などがいつ建設されたかも、『日本書紀』は明確には語らない。しかし、前節の議論のように、太宰府に天子と称する倭国王がいて京師を整備したとすれば、その中国流のやり方からして、同じ時期に漏刻も設置されたはずである。天智王は、太宰府に準じる形で漏刻を置くことを許された、と考えるべきだ。

iii. 天武王の継承と皇大神宮の創始

われわれは、『日本書紀』の記述から王朝交代の痕跡を抽出しようとしているのであるが、残念ながら、その最初の試みである本書の作業は簡単ではない。天智紀はひとまず措いて次の天武・持統王の時代を考察しよう。

671年、天智王が亡くなると、弟の天武が天智の子の大友王子の近江政権と王権を争う戦争を始めた。その戦争のことを記述する「天武紀 上」を読むと、当時としては大きな戦争だったことが分かる。その年の正月大友王子が太政大臣になったと書かれているから、『日本書紀』が書くように以前天武が王太子だったとしても、天智は王権を大友王子に譲ることにしたのだと考えられる。だから、天武は近江政権に戦争を挑んだのだ。しかし、その戦争のことは措いておこう。

ただ、改めて確認できることは、この戦争が壬申の乱と呼ばれていることである。後世の戦争が年号で呼ばれることが、この時代の近江政権は元号を制定する権限をもっていなかったことを逆照射する。天智王は漏刻を設置するほど地位を高めたけれども、元号を制定する権限をもたなかったのである。元明天皇の即位の詔が高らかに称揚する天智の「不改常典の法」を割り引いて理解しなければならない。

天武王が継承することになった<大和>の王権は、天武・持統の二代の期間やはり元号を制定しなかった。天武王の死亡年次を朱鳥元年とするのは、通用した年号で年次を明らかにする方便だったことはすでに論じた。

「天武紀 下」は、「壇場(たかみくら)を設けて飛鳥浄御原宮で即位した」と始まる。土でもった壇を設けて昇るのは、第II章で見たように、中国で天子の位に昇る儀式で行なわれた。だが、孝徳王～天智王のときに「壇場」を設けたというような記述はないから、『日本書紀』が天武王にこの語句を使ったのは文飾と判断できる。天武王は天智王の獲得したのと同じ地位を継承した、と考えるべきである。次の持統紀にも壇場という言葉はなく、その王位を継承した文武王の場合も同様だったろう。天皇位を継承した元明天皇の即位についても、『続日本紀』は壇場という言葉を出さない。

天武王が実施した制度的に重要なことは、のちの皇大神宮

につながる祖先神の神殿を建造したことだ。その端緒が、天武二年四月の大来王女を齋宮として泊瀬から伊勢に派遣したという記述である。翌年三月（674年）に、大来王女を伊勢神宮に向かわせたと重複する記述がある。伊勢に神殿を建築する計画が始まったということだろう。天智王のときには、それに該当するほどの神殿が建造されたようには見えない。文武天皇からの律令国家は、太政官と神祇官を二つの柱とする祭政一致の体制を基本としたが、皇大神宮は神社の頂点に立つ神殿となった。天武王による伊勢神宮の創始は、日本国の政治の特徴を規定するような重要な一歩だったのである。

天武王は、伊勢神宮によって、天智王が獲得した〈大和〉の王権の権威を高めた、ということができる。この点、じつは、前著ですでに論じたことである。詳細は前著にゆずるとして、現在ある皇大神宮の位置は天武王を継いだ持統王の時代に建設された新益京（藤原京）と特別な地理的關係で関係づけられている。皇大神宮は、その位置を巨視的に見れば都のあった奈良盆地東南部の東方にあって、太陽神を祀る神殿である。ところが、その地理的配置には先行モデルが存在した。倭国の都太宰府の真東に古くから太陽神を祀った神殿宇佐宮があるのだ。宇佐宮の創始は古墳時代にさかのぼる。しかも、太宰府の真北には、太陽神を祀る宗像大社がある。こちらも古墳時代以来あった。太宰府と二つの神殿が構成する驚くべき精度の地理的關係は、計画性をもって、倭国の首都の真東と真北に太陽神を祀る神殿が建設されたことを証言す

る。皇大神宮について言えば、やはり驚くべき精度で藤原京の真南で皇大神宮の真西に新しい律令国家の初代文武天皇の陵があることが、都と太陽神のための神殿の地理的關係を構成している。

したがって、天武王は、宗主国である倭国の神々の信仰を象徴し宗廟でもある神殿宇佐宮に倣って伊勢神宮を設けることを企画したのである。それは倭国の王朝にとって無視できないことだから、倭国の天子の承認を得ての上のことだと考えられる。ともかく、象徴的な神殿を〈大和〉の東方に設けることによって、〈大和〉の王朝は、天子に準じるような権威をもつことを目に見える形にすることができたのである。これを敷衍すれば、文武天皇の律令国家が制度化した祭政一致の政治体制も、先行モデルとしてすでに倭国に存在していた、ということになるだろう（聖武天皇の時代に、仏教を国家体制に組み入れることになったときも、倭国の先例に倣ったことを補論で見るだろう）。これらの点から考えても、天武・持統王までの〈大和〉の王朝が天子を名乗るまでには至っていないことが判明する。皇大神宮が新しい日本国の王朝の正式な神殿となるには、地理關係を明示する文武天皇陵の完成を待たなければならなかったはずである。

『日本書紀』天武紀は、天武王が686年旧暦九月九日に亡くなると、その葬送の期間に大津王子が謀反を企てたと書き、次の持統紀は、天武王が亡くなるとすぐに持統が王権を執行する称制を施行し

たとしてうえて、十月二日に大津王子の謀反が露見して三日には死を賜ったと書く。王太子になったのは持統の子の草壁王子である（大津王子の母はすでに亡くなっていたが持統の同母姉、二人は天智王の娘）。ここには明らかに、天智王の異母兄が排除されたのと同様の王位継承の争いがあったのだ。持統の称制は、自分の子の草壁王子に王位を渡すための方策だったと考えられる。その時点までに草壁王子が天武王に認められた正式の王太子だったら、そのまま王位に就けばよかったはずだが、それが既定のこととして実行できなかったから、称制の形にして、その権限で大津王子を“謀反人”として捕らえたというのが真相だろう。

ともかく持統王が〈大和〉の王朝を継承した。690年には草壁王子が亡くなって称制をやめ、即位することになった。その年に都城の建設を始め、694年にはその藤原京に遷都した。藤原京は、条坊に区画された本格的な都城である。すでに論じたように、孝徳紀には京師を修することが書かれていたが、〈大和〉ではこのとき初めてそのような都城プランをもつ都が建設された、と見るべきである（藤原京の、少なくとも宮殿の建設に四年かかったことに注意）。それは、〈大和〉政権の威勢を高めたことだろう。

持統紀を読めば、〈大和〉の政権の力が筑紫の政権を凌駕しているように見える。王位継承に争いがあったけれども、政権の統治は成功しつつあったのだろう。先に述べたように、この時代には筑紫以東の諸国は宗主国倭国を軽んじるようになって、パワー・バランスははっきりと〈大和〉の側に傾い

ていたと考えることができる。

第11節 新国家日本国への移行

697年、草壁王子の子の文武が十四歳になると、持統王はその孫に譲位して、文武王が〈大和〉の王朝の王位に就いた。しかし、その際元号は制定されず、『続日本紀』も文武元年と始めるから、まだ天皇の位に就いたと見るべきではない。『日本書紀』と『続日本紀』の書くようなら、文武王は最初、天智・天武・持統王からの〈大和〉の王の権限を継承しただけのはずだ。しかし、持統王と文武天皇のあいだに地位の上で画期があるからこそ、『日本書紀』は持統王で終わり、『続日本紀』は文武天皇で始まるのだ。

ここまでさまざまに論じてきた諸点はみな、倭国から新しい日本国への画期がここにあることを指し示す。元号大宝を建て令を発して新体制が樹立されたのは、701年のことである。『続日本紀』には書かれていないけれども、この期間になんらかのきっかけになる出来事があって、日本列島の政治体制を転換する事態に至ったのだと推測される。戦争が起きた痕跡はないので、太宰府に都を置いて日本列島の宗主国であった倭国の王朝から〈大和〉の王朝への、広い意味での禪譲があったと考えるしかない。

i. 「日本国」という国号はいつできたか

天智王が魏王になった曹操のように“王国”を承認されたのだとすると、曹操の公国「魏」のように、その国に国号があっただろうか。国号としてどのようなものがありえるか考えてみよう。668年の記事で、高安城に対して現在の奈良県を表わすのに「倭国」が使われているが、中国と外交関係を結ぶ国家の正式な国号が「倭国」なのだから、天智の支配する国が倭国を国号とすることはできない。

それでは、「日本」という国号はどうだろうか。ところが、先に検証したように、天智の時代には「日本」という文字使用はなかったと考えられるから、それが天智の王国の国号ということもありえない。天智王の王国には国号を唱える権限がなかったのだらう。

国号の問題についてさらに踏みこんでみよう。朝鮮半島の史料『三国史記』を見ると、「新羅本紀 第六 文武王上」に、倭国が三度、日本が一度出て、「新羅本紀 第七 文武王下」には、倭国が三度出る。後者で、二度の倭国は白村江の戦いのところで、もう一つは総章元年の条の「唐が船を修理し、外、倭国を征伐するに託し、その実は新羅を討たんと欲す」という記述である。唐の総章元年は668年で、『日本書紀』で天智王が即位したと記す年に当たる。少なくともこの年まで、新羅は、白村江の戦いを戦った相手国を400年代からの倭国と同じ国と認識しているのである（天智を対戦国の

王とは見なしていないことになる)。この「第七」には、日本は出ない。ところが、「新羅本紀 第六」の十年（670年）十二月条には、倭国と日本との関連について、次の興味深い記事が出現する。「倭国、更めて日本と号す。自ら云う、日出づる所に近し、以って名と為す、と」。

上の記事は考察すべき問題を提起している。年次の正確さは別にして、朝鮮半島でも、日本国という呼び名は倭国とは異なる名称として登場したということである。その年次が正確だとすると、668年九月高句麗が滅ぶと新羅も唐に併合されることを恐れたのだが、そのとき日本列島の国は倭国だったことになる。『日本書紀』「天智紀」七年九月の条に、新羅から贈り物をもって使者が来たことが記されているのは、その情勢を考慮して新羅から友好を求めてきたのだ。その相手国は倭国なのだ。〈大和〉が倭国でないとする見方からすれば、白村江で敗北した倭国はこの時点でも存続していたのである。その倭国が、670年、国号を「日本」に変更したと、「新羅本紀 第六 文武王上」は記していることになる。岩波文庫『三国史記 倭人伝』は、そこの註に『旧唐書』「列伝 日本国」の国号のいわれについての文を引用している。しかし、「日出づる所に近し」という語句は、むしろ『隋書』に出る倭国王の国書中の「日出づる処の天子」という語句に近い。600年代初頭の阿每多利思北孤王の後継国倭国がその国号を「倭」から「日本」に変更したとする解釈が、最もすなおで有力な解釈である。先に検討したように、『日本書紀』

の記述からこの時代の〈大和〉に日本という文字使用はなかったと判断できることも、この解釈を支持する。天智紀も例外ではなく、近江宮を建設し漏刻を用い始めても、国号に当たる日本という語句は出現しない。天智王の“王国”には対外的に通用する国号がなかったと結論してよい。

「日本」という国号は倭国が用い始めたとするこの解釈は、倭国から日本国への移行を複雑なものにする。すなわち、古くからの倭国が白村江での敗北後に国号を倭国から日本国に変更し、その国号を701年からの新しい日本国が引き継いだ、という屈折した経過になる。けれども、こう理解すれば、日本国の最初の遣唐使節粟田真人が、唐人に倭国から日本国への移行を説明するわずらいを避けたことや、唐の人々が中国式の規範に則った王朝交代のようにすんなり理解できなかった理由が説明できる。つまり、その複雑さのせいで、『旧唐書』「列伝 日本国」のあの複雑であいまいな国号由来の記述になった、という解釈が開ける。

『日本書紀』は、奈良盆地地域を「やまと」と呼び、それに「倭」という漢字を充てていたと考えられる。しかし、倭国の中心部を、『後漢書』で「邪馬臺国」と書き、『隋書』では「邪靡堆」、唐代の『後漢書』の註では「邪摩堆」と書くから、倭国の中心部をこそ話し言葉で「y*m*t*」のように発音していたのだ。すると、倭国の中心部も〈大和〉の中心部も、同じ発音で「y*m*t*」と呼んでいたことになる。どちら

も話し言葉では『日本書紀』の書くように「やまと」のような発音だったのだろう。現地では混乱しないとしても、両方の地名が出てくるときには混乱が生じる。天智王が倭国に準じる王国の支配を承認されたとき、この混乱を避ける必要が生じたのではないだろうか。それで、本家の倭国の方で、先祖の阿每多利思北孤の用いた「日出づる処の天子」という称号にちなんで、「y*m*t*」の漢字表記を「日本」とした可能性が考えられる。だから、『日本書紀』が書くように、漢字表記の「日本」も「やまと」と訓むのだと思われる。

ところが、白村江の敗戦のあと、倭国は唐の朝鮮半島方面軍との折衝はしたけれども、666年の高宗の封禪の儀式に倭国の使節が行ったきりで、670年よりもあとに唐に正式の使節を送らなかった。だから、唐の外交部署は、倭国が国号を漢字表記で「日本」と表記するようになったことを知らなかったという可能性が考えられる。

それに対して、距離的に近い新羅は倭国と外交関係を続けたので、先ほど見たような「新羅本紀 第六、第七」の記録がなされたのだろう。そして、670年の倭国の日本国への国号表記の変更を知ることができた、と考えることができる。このあと、「新羅本紀」に「日本国」という表記の記録が現われる。「新羅本紀 第八」の孝昭王七年三月に「日本国使至」と書かれているが、698年のことである。われわれの仮説理論の立場に立てば、その日本国使は倭国から来たということになる。ところが、聖徳王二年七月にも「日本国使至」

という記事が現われる。こちらは703年のことだから、大宝という元号を建てた文武天皇の日本国ということになるだろう。

この小節の議論は、ずいぶん遅く12世紀に編修された『三
国史記』の断片的な記事からの推論で、その蓋然性を強く主張
することがためられる。けれども、次の小節で述べるように、
日本という国号にまつわる問題に有効な解釈を提供することが
できる。

ii. 元号大宝を建てた王朝日本国が継承したもの

古代東アジアで、どのような国号を建てるかは重大な問題
だった。改めて、日本という国号がどのようにして生まれた
か問うてみよう。わたしは筋の通った説明を聞いたことがな
い。それなのに、日本とはもっと古くから中国が倭国と呼ん
でいた国の別称だと漠然と考えられている。それは、〈大和〉
の歴史を編修した“史書”に『日本書紀』という書名がつけ
られているせいで、古い時代の倭国を考えるとときに暗黙のう
ちにそれを日本の古い時代のことだと思いなすように習慣
づけられているからだ。だが、古い時代から倭国＝日本国と
いう等式が成り立つという証明はない。すでに論じたように、
『日本書紀』を詳しく見ても、天智・天武・持統王の時代にな
っても「日本」という国号を使用した痕跡はないのである。

それでは、『続日本紀』は日本という国号のいわれを語っているだろうか。語っていない。697年に持統王を継いだ文武王の時代になっても、元号は制定されなかった。整然と記述していく『続日本紀』も、文武何年としか書かない。「文武紀」は三巻に分かれていて、巻二になって初めて大宝という年号が現われる。冒頭の正月の条が、「天皇御大極殿受朝。其儀、於正門樹烏形幢。左、日像・青竜・朱雀幡。右、月像・玄武・白虎幡。蕃夷使者、陳列左右」、と書き始められる。これは、文武二年の正月に「其儀如常」と書かれていたことと異なる。常の如しということになると、文武王が王になって初めての正月なのに、まだ元号を制定する権限のなかった持統王以前と同じ儀礼しか行なわなかったということである。文武三年と四年の正月に朝賀の儀礼は書かれていない。それに対し、大宝元年の朝賀は、日月の像や四方神の幡を立て、海外の使節が左右に並んだという文章で、中国式の天子の朝賀の儀礼が行なわれたことを示す。文武王が天皇の位に就くことを祝う最初の正月の儀礼だったのではないだろうか。

同じ正月には、粟田朝臣真人を「遣唐執節使に為した」とあるから、遣唐使節を任命して、中央政府の機能が働きだしたことを表わしている。つまり、文武王は、外交権をもつ日本国の天皇の位に就いたことを意味する（新しい日本国が初めての遣唐使節として粟田真人を送り出したこと、その帰国談が倭国から日本国への王朝交代の秘密を漏らしているこ

とはすでに述べた)。

元号大宝の制定と新令の施行は、大宝元年三月の条に、「建元為大宝元年。始依新令。改制官名・位号…」と書かれている。『続日本紀』は文武天皇の即位がいつか書かないけれども、第II章で調べた中国の王朝交代規範からすると、前王朝の天子から譲位の文書がもたらされるとすぐ昇壇即位し、新しい元号を公布するから、文武天皇も元号大宝を建てたところに天子の位に就いたと考えてよい。しかし元号大宝を建てた三月より前の正月に、天子のような朝賀の儀礼をし、外交権限も行使しようとしているところを見ると、中国のような規範通りの譲位が行なわれたのではないのだろう。おそらく、前もって準備が進んで、701年に実行されたと考えられる。

結局、天智王が新たに近江宮を建設し漏刻を置いて準王国を樹立したときも、文武天皇が元号を建て新王朝を樹立したときにも、その国家を呼ぶ国号の宣言はなされていないのである。この事態について、前小節で考察したことが合理的に解釈する道を開いてくれる。

日本という国号は、『三国史記』「新羅本紀 第六 文武王上」が言うように、670年太宰府に都を置く倭国が国号を日本国に変更して生まれた、とする仮説を採用するのである。そう考えれば、それ以後の日本列島の天子はその日本国の天皇だったことになる。ところが、701年の前に生じたなんらかの事情が、すでに「天(あめ)」姓を認められて筑紫の天皇

の一族と承認され、天智王以来その王は天子に準じるとされた王国<大和>を継いだ文武王に天皇位を譲るようにした、のではないだろうか。もちろんそれは、すでに日本列島のパワー・バランスが情勢をその方向へ導いていたから。

文武天皇の天皇号「天之真宗豊祖父」がこの解釈を支持する。文武王は、筑紫の「天」姓の宗家を継いで天皇位に就いたのだ。支族である王家が天皇位を得たので、受禅した文武王は、その時点で(文武五年に当たる 701 年に)新しい元号を制定したのである。それを『続日本紀』は元号を建てたと書くが、じつは、筑紫の倭国=日本国が制定してきた元号を、代替わりにあたって改元したと理解できる。年号大宝は筑紫の王朝で制定してきた年号の続きなのである。こう考えれば、文武王が持統王から王位を継承したあと四年まで元号を制定しなかった理由が説明でき、それ以前に<大和>以外で年号が制定されていた形跡とも調和し、大宝年号以後に重複する年号が文献に現われないことをよく説明する。

701 年が倭国=日本国から新王朝の日本国への移行の年だとするこの解釈は、持統・文武王のお膝元の藤原京で出土した木簡が 701 年以前は「国評制」を採っていたこともよく説明する。『日本書紀』が 645 年ころから「国郡制」を制定したように書くのは粉飾なのである。事実は、そのころ<大和>には全国的な国制を制定する権限などなくて筑紫の倭国が「国評制」を始めたのである。そして、文武五年つまり大宝元年に施行された新令によって、新しい国郡制が導入された

のである。

そうすると、倭国から日本国への王朝交代を、第Ⅱ章まで中国の王朝交代規範に基づいて理解しようとしてきたのを修正する必要が出てきた。中国では、姓の同じ王朝の交代や新王朝が最初の元号を建元とするような例外があったけれども、例外なく、新王朝の最初の皇帝は即位すると改元し、同時に新しい国号を建てた。ところが、日本列島での倭国＝日本国から新王朝の日本国への移行は、中国の王朝交代の規範からはずれたやり方が行なわれた。日本では、後世のように、原則を尊重せずになし崩しにあいまいなやり方で、政権移譲を行なったのである。701年に成立した新しい日本国は、分家が宗家を相続するように、国号を日本に改めた倭国＝日本国をそっくり譲り受けたのだ。だから、『続日本紀』も前史である『日本書紀』も、日本という国号のいわれを事新たに話題にしないのだ。形式を重んじる中国側では、日本のそのあいまいな経緯を明快に理解することができなくて疑念を抱き、日本国の成立についてこれでもないあれでもないときさまざまに表現したあの『旧唐書』の文章になったのだろう。それらの諸説のいずれも部分的に妥当するというのが真実だったのではないか。

われわれが日本の過去をふりかえっても、中国のいう倭国と日本国の区別はあいまいで、なんとはなしに古代から八世

紀以降の日本国まで連続した歴史のように見える。『日本書紀』と『続日本紀』の編修の方針がそういうものだったからだ、と考えられる。

『続日本紀』は桓武天皇の時代 797 年に、文武天皇～桓武天皇のおよそ百年の歴史を記述する史書として編修された。桓武天皇が平安京に遷都して一つの画期ではあるが、中国のやり方とはちがって、まだ王朝が継続しているときに当の王朝のその時点までの歴史を記述しようとした。その時代には王朝が交代したという認識もうすれ、自国のことを日本と呼ぶのは当たり前のことに思われていたのだろう。ただ書名『続日本紀』に国号「日本」が表示されるだけである。しかし、中国の規範に倣うなら、文武天皇のとき元号を初めて建て新令を發布したのならそれは新しい国家の始まりで、新王朝のことを記述する史書は国号を冠して『日本紀』とするのがふさわしい。ところがこの王朝は、720 年にすでに『日本書紀』という史書を編修していた。だから、それとのつじつまをあわせるために、『続』という文字が先頭に付加されたのだろう。700 年代末には中国のことについて学習が進んでいたからだろう、『続日本紀』は列伝を欠くけれどもその記述は整然としている。内容は『日本書紀』と矛盾しないように書かれている、と考えなければならないが。

史書としてみると、問題は『日本書紀』に存在する。新王朝の統治が始まってから編修された『日本書紀』は、新王

朝の前史を記述するのに、書名を『日本書紀』としたことで矛盾を抱え込むことになったのである。たとえば魏は、曹操の息子の曹丕が後漢の皇帝から禪譲を受けて皇帝になって始まった。だが『魏書』は、「天命將に及ぼんとして」魏王になったもののまだ皇帝ではなかった曹操を「武帝」として初代皇帝のように記述したから、『日本書紀』は前例にまったく違反したとは言えないかもしれない。しかし、「天命將に及ぼんとした」天智王までならまだしも、その王統を遠く弥生時代の初代王までさかのぼって、天下を支配したという「建前」を採用したので、記述は矛盾に満ちたものになった。

天智・天武・持統・天皇になる前の文武の時代に、まだ前王朝の「日本国」が存在していたのに、倭国が国号を変えた日本国を統治したかのように記述すれば、それが複雑になるのは明らかである。まして、天智王以前の一地方政權に過ぎなかった<大和>の王の時代をも、そこから日本列島を統治したと記述しようとするれば、いっそうその文章が理解しがたいものになるのも明らかである。しかも、中国の史書が行なった基本的に前代のことをそのまま書き記すというやり方をとらず、先在した倭国=日本国のことは記述せずに隠すというやり方を採用したことによって、日本列島の歴史は闇のなかに消されてしまったのである。以来、富永仲基の言う「隠す」というくせは現在の日本人にまで続いている。

第Ⅲ章 倭国から日本国への移行を追跡する

2020年6月

海蝶 谷川修